

## 賞 罰 規 程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の顕彰及び罰則について定めるものである。

### 第2条（表彰等）

- 1 本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に関して功績の認められる者は、理事会の承認を以って次のとおり表彰することができる。この表彰は、表彰状を贈呈することにより行う。
  - （1）特別功労賞 10年以上本協会理事等の役員として本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に関し、顕著な功績の認められる者
  - （2）功労賞 本協会の加盟団体の会長、理事長又はこれに準ずる者並びに登録公認審判員で本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に関し、顕著な功績の認められる者
  - （3）優秀選手賞 本協会の登録選手（以下「競技者」という）で、全国規模の競技会又は国際大会において優秀な成績を上げた者で、心技ともに他の競技者の模範となりうると認められる者
- 2 前項の表彰の他、本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に貢献し、その功績が特に顕著であると認められる関係団体に対しては、感謝状を贈呈することができる。
- 3 第1項の規定に基づく個人の推薦に関する手続き及び審査基準等については、別途定める。
- 4 前項により推薦された個人については、本協会の会長が指名する若干名の委員で構成される選考委員会で審査・選考し、理事会において決定する。
- 5 第2項の規定に基づく団体の推薦については、本協会の定款第19条第3項に規定する業務執行理事によって構成される業務執行役員会（略称を「常務会」とする）において該当団体の有無を審議し、該当団体がある場合は、その理由を添えて推薦書を理事会に提出する。

### 第3条（表彰の時期）

前条の表彰は、原則として年度当初の総会時に前年度の年末までに受理した推薦書を対象に行うものとする。ただし、本協会又は加盟団体の設立周年記念、記念大会の開催等、理事会において承認された特定事業の際に表彰することを妨げるものではない。

### 第4条（罰則）

- 1 本協会理事、本協会会員、専門委員会委員（委員長を含む。以下同じ）、加盟団体役員、登録公認審判員及び競技者（以下まとめて「本協会関係者」という）は、次の各号に該当する場合、罰則処分を受けるものとする。
  - （1）本協会の定款及び規程等に違反した場合

- (2) 総会及び理事会の決議に違反した場合
  - (3) それぞれの責務を怠った場合又は本協会の理念、方針、目的、規範等に反する言動を取った場合
  - (4) 本協会の名誉・品位を汚し又は信頼を損ねた場合
  - (5) 他の本協会関係者に対する暴言、誹謗中傷又は名誉棄損を行った場合
  - (6) 犯罪行為又は公序良俗に反する行為をした場合
  - (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持った場合
  - (8) その他、本協会の統制に服さない場合
- 2 前項の規定は、本協会の公式競技会に参加した本協会登録選手でない個人にも適用する。

#### 第5条（処分内容）

- 1 罰則処分の内容は次のとおりとする。
  - (1) 除名
  - (2) 解任
  - (3) 資格停止（停止期間は理事会の議決による）
  - (4) 文書による戒告
  - (5) 口頭による注意
- 2 定款、競技者等に関する規程、公認審判員規程等において処分等に関する規定がある場合、これに従うものとする。尚、競技者及び公認審判員が本協会役員、本協会会員、専門委員会委員又は加盟団体役員に任命されている場合、重ねて前項の処分対象とすることができる。

#### 第6条（倫理委員会）

- 1 第4条及び前条に基づく審議は、役員・職員倫理規程第5条の規定に基づく倫理委員会が担当する。
- 2 倫理委員会の構成、運営等については、別に定める。

#### 第7条（処分の手続き等）

- 1 処分の手続きは、定款に定める場合の他、競技者等に関する規程第11条第2項乃至第6項を準用する。
- 2 処分に対する不服申し立ては、競技者等に関する規程第13条を準用する。
- 3 資格の復活等については、競技者等に関する規程第16条を準用する。

#### 第8条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

#### 第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年10月1日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、平成26年2月22日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この規程は、平成28年2月26日に改訂し、同日より施行する。
- 5 この規程は、平成28年6月24日に改訂し、同日より施行する。